

『資本的支出 or 修繕費』

建物の部屋を修理、改良等を行った場合、よく支払った金額のすべてが費用となるかならないかが問題となりますが、内容によって異なりますので留意して下さい。

まず、基本的に次に掲げる部分は修繕費となりません。

- ① その支払った金額のうち、その資産について通常管理又は修理をするものとした場合に予測されるその資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額
- ② その支払った金額のうち、通常管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時の資産の価額を増加させる部分に対応する金額

では具体的にどのような部分を資本的支出または修繕費とするのでしょうか。

- (1) Q. 壁紙の全面張替え、天井の全面塗装替えの費用。なお、材料費はすべて従前と同じ物を使用した。
A. 修繕費。材質等がすべて従前と同じ物ですから、通常の維持管理のために要した費用と考えられる。
- (2) Q. 和室(畳)をやめ洋室にし、フローリングにする。費用は一部屋15万円支出した。
A. 修繕費。通常の維持管理のためと考えられないが、一部屋20万円未満なので修繕費となる。
- (3) Q. エアコンが古くなったので、新しいエアコン(15万円)に取り替えた。
A. 備品で計上。修理改良でなく、新しい備品の取得であるため10万円以上は備品に計上、古いエアコンの簿価等を除却損とする。

又、資本的支出か修繕費かを判断するフローチャートは次のようになっています。

